

総 合 防 災 計 画

(消防計画・防災計画・避難確保計画対応)

社会福祉法人かがやき
(施設名)

はじめに

本法人における各種災害に対応する計画は、各種法律等に対応した消防計画・防災計画・避難確保計画がそれぞれ策定されている。

しかし、各計画毎に防災組織が組まれている現状など、災害発生時にその効力を発揮できるかどうかを考えたときに、新たに発行する事業継続計画との整合性も含め、困難ではないかと想定される。

今回そのような状況にある各種防災計画を一つにまとめ、防災組織及び職員間連絡体制等も同一のものを使用していくことで、災害発生時に効力を発揮できるものにしていくために「総合防災計画」を発行することとしたものである。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は消防法第8条第1項、水防法第15条の3第1項等に基づき、（施設名）（以下、「〇〇」又は「本施設」という。）における火災・地震・土砂災害・洪水等の災害から人命の保護、被害の軽減かつ円滑迅速な避難確保を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

第2条 この計画は、〇〇に勤務又は利用する者全ての者に適用するものとする。

(立地環境)

第3条 本施設は、洪水注意区域に立地しており、台風及び局地的な豪雨等による浸水想定区域内にある要配慮者利用施設である。また、土砂災害警戒区域外ではあるが、地震等の災害では建物の倒壊はじめ火災等による被害を受ける可能性がある。これらを踏まえ、あらゆる災害発生時において迅速かつ適切な行動が取れるよう、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高め災害に備えるものとする。

(関係機関等との協力・連携)

第4条 災害時にあたっては、旭川市、消防署及び警察署はもとより、他の施設及び利用者家族とも十分に連携を図るものとする。

2 指定避難所等関係機関一覧表

機関等	名 称	住 所	連絡先
指定避難所	〇〇小学校	旭川市末広〇条〇丁目	
	〇〇中学校	旭川市末広〇条〇丁目	
旭川市	防災センター	旭川市東光27条8丁目	33-0119
警 察	春光交番	旭川市春光1条8丁目	51-6456
消 防	旭川北消防署	旭川市大町3条5丁目	51-8138
病 院	〇〇クリニック	旭川市春光〇条〇丁目	
	〇〇病院	旭川市末広〇条〇丁目	
利用者家族	別冊利用者家族一覧表による		

※病院に関しては、別途協力医療機関に連絡する場合もある。

第2章 消防計画編

第1節 総 則

(防火管理組織)

第5条 日常の火災予防のため、防火管理者及び火元責任者を置く。

(防火管理者の業務)

第6条 防火管理者には、本施設管理者があたり、消防計画についての一切の権限を有し次の業務を行う。

- 1 消防計画の作成及び変更
- 2 消防計画の周知徹底
- 3 従業員に対する任務及び責任の周知徹底
- 4 消防訓練の計画と実施
- 5 建物等の自主的な点検及び消防用設備等の点検とその指導監督
- 6 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- 7 入居者の把握と安全管理
- 8 その他防火管理上必要な業務

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者の業務は次のとおりとする。

- 1 担当区域内における建築物、火気使用設備（器具）、電気設備、危険物施設についての自主点検及び整備を年2回以上行う。（別紙第7 予防管理組織図）
- 2 担当区域内における消防用設備等の維持管理を行う。
- 3 防火管理者の補佐

第2節 火災予防措置

(予防管理組織)

第8条 日常の火災予防及び地震等災害発生時の出火防止を図るため予防管理組織を編成し、担当区域ごとに、火元責任者による建物、火気使用設備（器具）及び消防用設備当の自主点検を行う。

別紙第1 「総合防災組織図」

- 2 検査結果を「設備等点検表」に記録するとともに防火管理者に報告するものとする。

別紙第2 「設備等点検表」

(防火管理上の遵守事項)

第9条 勤務するすべての者は、日常業務を通じて防火管理に関する次の事項を遵守しなければならない。

- 1 避難階段、通路、ロビー、ホール等には避難上支障となる物品を置かないこと。
- 2 消防用設備等の周辺には装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。
- 3 火災を発見した場合は、消防機関に通報するとともに、防火管理者に連絡し、自衛消防組織に定める任務分担により適切な行動をとること。
- 4 厨房内は常に整理整頓しておくこと。
- 5 火気使用設備（器具）は、使用前後に必ず点検を行い、安全を確認すること。

第3節 自衛消防活動

（自衛消防組織）

第10条 火災が発生した場合、被害を最小限にとどめる自衛消防組織として、管理者を自衛消防隊長とし、次の任務区分により自衛消防隊を組織する。なお、組織は防災計画及び避難確保計画との連携により作成した別紙1「総合防災組織図」による。

（避難経路図等）

第11条 防火管理者は、人命の安全を確保するため消防設備等の設置位置及び屋外に通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、全従業員に周知徹底するとともに、避難経路、避難口、避難器具、安全区画、防煙区画、防火戸その他の避難施設について有事の際に有効に機能するよう、維持管理を行う。

別紙第3 「避難経路図」

（消火活動、通報連絡及び避難誘導）

第12条 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導活動について、自衛消防隊の任務分担に基づき適切に行う。

2 対応の手順

- （1）火災の覚知（火災報知器又は人覚）
- （2）現場確認（火災受信機等）し、現場に急行。周囲に家事の発生を大声で連呼し周知する。
- （3）初期消火及び消防署への通報（自動火災通報装置設備設置済み）
- （4）避難誘導：避難の開始時期は、火災警報器の鳴響音又は「火事だ！」の伝達声（火災が発生）と同時。

避難経路及び避難要領の指示・伝達

- （5）避難場所に集合、避難人員の確認
 - （6）消防署員への情報提供
- #### 3 避難誘導時の搬送方法

- （1）徒歩者：避難経路の指示による一括誘導案内
- （2）車椅子者：2名での対応を基準。抱える、背負う等の要領で避難。

第4節 その他

(増改築時の消防計画の作成及び火気使用又は取扱いの監督)

第13条 防火管理者は、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等の工事を行う場合は、事前に「工事中の消防計画」を作成し、消防長又は消防署長に届出するとともに、自ら又はその補助者により火気使用（取扱い）の立合い及び監督を行う。

(水道断水、減水、給水制限、停電等の措置)

第14条 水道の断水、減水、給水制限、停電等により、水道直結式スプリンクラー設備が有効に機能しない場合には、厨房、火気設備器具その他の当該施設内を定期的に巡回し、出火防止に最大限の注意を払う。

(火災時の連絡先及び通信手段)

第15条 災害時の連絡先は本計画第1章総則第4条を準用するとともに、主たる通信手段を携帯電話とする。

第3章 防災・避難確保計画編

第1節 総 則

(在宅の避難行動要支援者の受入要請)

第16条 避難勧告や災害発生時において、本施設に対して市等から在宅の避難行動支援者（要介護高齢者や認知症高齢者等）の受入要請があった場合には、施設運営に著しい支障が生じない範囲において、避難行動要支援者を受け入れるものとするが、詳細は事業継続計画（BCP）震災編及び水害編4.3項による。

第2節 防災及び避難確保体制

(防災及び避難確保体制)

第17条 本施設に災害及び洪水時等の対応等を迅速かつ適切に行うため、防災対処及び自衛水防隊を組織する。なお、組織は消防計画との連携により作成した、別紙1「総合防災組織図」による。

(防災対処及び自衛水防隊の運用)

第18条 防災対処及び自衛水防隊長は、従業員に対し割り当てた任務の周知徹底を図るとともに、定期的に訓練等を実施し、災害時等の行動等に備えるものとする。

2 防災対処及び自衛水防隊長は、災害等の緊急対応のために情報連絡網を定めるものとする。

別紙第4「情報連絡網」

(防災対処及び自衛水防隊の装備)

第19条 防災対処及び自衛水防隊長は、組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な適正な維持管理に努めるものとする。

別紙第5「防災対処及び自衛水防組織装備品一覧表」

2 前項装備品は、施設2階介護資材室及び同1階事務室等に保管し、別紙により点検及び点検結果を記録・保管するものとする。

(情報収集)

第20条 平時より、テレビ、ラジオ等のメディア情報、携帯電話、パソコン等WEBサイト情報の収集を図るとともに、災害兆候時は防災センター等からの災害情報の収集を図るものとする。

その際、停電等対応のため、電池式のラジオ等を準備活用する。

(避難情報と避難行動の基準)

第21条 避難情報と避難行動の基準を次のとおりとする。

区 分	状 況	避難行動の基準
-----	-----	---------

避難準備・ 高齢者等避難 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等は避難行動を開始しなければならぬ段階 ・ 人的被害の発生の可能性のある段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難場所等への避難の開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全者が避難行動を開始しなければならぬ段階 ・ 人的被害の発生の可能性が明らかに高まった段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難場所等への避難 ・ 天候等により指定避難場所への避難が困難なときは2階以上へ避難
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害の発生の危険性が非常に高いと判断される段階 ・ 人的被害が発生した段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに避難行動 ・ 避難の暇がない場合は生命を守る最低限の行動

(警報等情報区分と対応行動の基準)

第22条 情報区分と対応行動の基準を次のとおりとする。

警報・注意報種類	発令基準	体制区分	対応行動の基準
大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れ	注意体制	洪水情報等の情報収集
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れ		
大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れ	警戒体制	避難準備・高齢者等避難開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難場所への避難 ・ 天候等により指定避難場所への避難が困難なときは施設2階ホールへ避難
洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れ		
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きい	非常体制	避難勧告の発令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難場所への避難 ・ 天候等により指定避難場所への避難が困難なときは施設2階ホールへ避難

第3節 地震等災害対策

(地震等発生後の対応)

第23条 地震等発生後の初動対応・避難誘導対応要領

区 分	対 応 要 領
初動対応	<ul style="list-style-type: none">・宿直等の職員は、地震等が発生した場合には、直ちに利用者等の安否及び施設の状況を確認し、隊長へ報告する。・隊長（不在の時は代行順位に従い代行者）は、第18条の規定に基づき、別紙第4「情報連絡網」にて、下記の条件に従い、職員に出勤を指示する。・各班長は、震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに出勤し、初動活動に着手する。（班長等不在の場合は在所している職員での着手となる。） また、勤務時間外の職員については、震度5弱以上の地震が発生した場合には、別命なく出勤する。ただし、家族や被災者の救護あるいは避難誘導等を行う場合は、必要な措置を講じた後、速やかに出勤する。（被災状況により出勤が困難な場合は災害伝言ダイヤル等を活用し、その旨を連絡すること。）・建物が健全である場合は、隊長（不在の場合は代行者）を中心にミーティングを行い、事業継続に向けてBCPを発動し、その初動体制を確立する。以後の対応はBCPによる。
避難誘導対応	<ul style="list-style-type: none">・隊長は、施設の損壊状況、市災害対策本部等からの情報により、避難が必要であると判断した場合には、直ちに避難誘導班に対して利用者の避難誘導を指示する。・第22条の場合において、施設の立地条件や災害の規模等から施設内に留まることが安全と判断される場合には、利用者を施設2階ホールへ避難誘導する。 また、必要な備蓄品についても2階へ運ぶ。・情報班は、利用者の避難が完了後、その安否を確認して利用者家族へ連絡する。

第4節 水害等災害対策

(水害等発生後の対応)

第24条 水害等発生後の初動対応・避難誘導対応要領

区 分	対 応 要 領
<p>警報発令 (避難準備情報 発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿直等の職員は、警報（大雨・洪水警報等）が発令された場合、速やかに隊長に報告し、初動対応にあたる。 ・隊長（不在の時は代行順位に従い代行者）は、第18条の規定に基づき、別紙第4「情報連絡網」にて、下記の条件に従い、職員に出勤を指示する。 ・各班長は、大雨警報等が発令された場合には、直ちに出勤し初期活動に着手する。（班長等不在の場合は在所している職員での着手となる。） <p>また、勤務時間外の職員については、避難勧告等が発令された場合には、別命なく出勤する。ただし、家族や被災者の救護あるいは避難誘導等を行う場合は、必要な措置を講じた後、速やかに出勤する。（被災状況により出勤が困難な場合は災害伝言ダイヤル等を活用し、その旨を連絡すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長は、市災害対策本部等からの避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という）の発令までであっても、施設の立地条件、気象情報等及び避難準備情報の発令により避難が必要であると判断した場合には、速やかに避難誘導班に対して利用者の避難誘導を指示する。この場合において、施設内にとどまることが安全と判断した場合には、2階ホールへと避難誘導する。 ・情報班は、避難した場合、利用者の避難が完了後、その安否を確認し利用者家族へ連絡する。 ・建物の1階部分が浸水し、2階へ避難した場合でも事業継続が可能であると判断した場合は、隊長を中心にミーティングを行い、BCPを発動し、その初動体制を確立する。以後の対応はBCPによる。
<p>避難勧告等発令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隊長は、避難勧告等が発令された場合又は施設周辺で災害の前兆や異変を確認した場合には、直ちに避難誘導班に対して、利用者の避難誘導を指示する。この場合において、施設内に留まることが安全と判断した場合には、利用者を施設2階ホールへ避難誘導するものとする。 <p>また、備蓄品も2階へ運ぶようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報班は、利用者の避難が完了後、その安否を確認して利用者家族へ連絡する。

(地震及び水害等被災後の業務要領)

第25条 被災後の業務要領については、事業継続計画（BCP）「4・初動体制から事業継続まで」を準拠し、対応にあたるものとする。

(情報伝達)

第26条 収集した気象情報、洪水予報等の情報は施設内関係者間で共有する。

- 2 利用者の避難が完了したならば安否確認後、利用者家族へ連絡する。
- 3 避難の完了後、旭川市防災センターに避難が完了した旨を連絡する。

(避難誘導)

第27条 指定避難所との連携を適切に実施し、その開所状況を把握し、対応するものとする。

- 2 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- 3 避難誘導要領を策定し、安全な避難を行うものとする。

別紙6「避難誘導要領」

第4章 その他

第1節 教育・訓練等

(教育・訓練等)

第28条 自衛消防隊長及び防災対処・自衛水防隊長は次により防災等教育、訓練を行うものとする。

教育

区分	実施時期	教育内容
全従業員	1回/年	・各種計画の内容周知
新入従業員	都度	・従業員各人の任務の周知徹底 ・防火管理上の遵守事項

訓練

	訓練種別		実施時期	訓練内容
	消防計画	部分訓練	消火訓練	2回/年
通報訓練			・消防署への通報要領及び火災発生時の連携体制の習熟を図る。	
避難誘導訓練			・避難所要時間を把握する。 ・避難誘導要領の習熟を図る。	
	総合訓練		1回/年	・消火・通報・避難誘導の訓練を総合的に実施し、施設として従業員相互の連携要領・対応行動等の練成を図る。 必要に応じ、消防機関への指導を要請する
防災・避難確保計画	防災・水防訓練		2回/年	・呼集訓練 ・指定避難場所への避難要領及び経路の把握 ・避難にかかる時間の計測

(消防機関への通知)

第29条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する際は、事前に「自衛消防訓練通知書」により消防長又は消防署長に通知するものとする。

第2節 事業継続計画

(事業継続計画)

第30条 本施設において、火災・地震・土砂災害・水害等による被災があった場合、初期対応については、本計画に則り対応することとなるが、被害状況の程度により、早期の事業継続が見込まれる場合は、別冊「事業継続計画（BCP）震災編」及び「同水害編」の「4. 初動体制から事業継続まで」に則り対応する。

附 則

1 この計画は令和 2年 9月 3日から施行する。